

2016年5月20日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長 小田 敦子

国立大学法人「三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程（案）」に関するお問い合わせ

初夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、三重大学のさらなる充実・発展のため多大なるご尽力を頂き、一同より感謝申し上げます。

さて、去る5月12日に労働者過半数代表および当三重大学教職員組合中央執行委員長宛に「国立大学法人三重大学クロスアポイントメント制度に関する規程（案）」が提案されました。

この件につき、三重大学教職員組合は、下記の点につきお問い合わせするものです。ご多忙中とは存じますが、5月27日を期日として、ご回答いただければ幸いです。

記

1. そもそもクロスアポイントメント制度を導入する目的は何でしょうか。5月12日に提案され、6月1日から施行というのは性急すぎるのではないのでしょうか。大学の運営基盤に関わる事案であるだけに、丁寧な説明と十分な議論を尽くす必要があると考えます。クロスアポイントメント制度を今すぐ導入しなければいけない特段の理由があるのでしょうか。制度導入を考えた背景と目的をお答えください。
2. クロスアポイントメント制度の導入は、雇用にかかわること（雇用条件の変更）であるにもかかわらず、職員に十分な説明がなされていません。相手方機関との協議により決定される勤務時間、休日、休暇等に関する条件の内容によっては雇用条件の不利益変更に該当する可能性があります。したがって、大学当局は教員を対象とした事前説明会を実施し、この制度について周知徹底する義務があると考えます。この点に関する見解をお答えください。
3. 学部や専門分野により、クロスアポイントメント制度の適用が困難な教員が一定数存在すると思われます。このような教員は、三重大学の現行の給与制度にしたがうことになりませんが、クロスアポイントメント制度をとらない教員が将来的に給与面で不利益を被る可能性があるのかについて、お答え下さい。
また、クロスアポイントメント制度を導入することにより、大学の研究の注力が、企業利益に直結するものに偏っていくことが懸念されます。研究の価値は、決して目先

の利益が得られるかどうかで決まるものではありません。100年後の人類の幸福に資するべき重要な基礎研究も多々存在します。大学は学問・研究の自由を保障し、科学者の良識に従った研究・教育実践を保障するべきです。クロスアポイントメント制度導入の後、このような学問の自由が保障されていくのかについて、お答え下さい。

4. 名古屋大学のクロスアポイントメント制度に関する規程では、第3条においてクロスアポイントメント制度を適用する場合に満たさなければいけない要件がきちんと定義され、同時に相手先機関からのクロスアポイント大学教員は名古屋大学役員及び職員倫理規程にしたがうことが明記されています。本学の案では、第6条でクロスアポイントメント大学教員は、大学教員と同様の権限を有すると規定されています。

本学案には、クロスアポイントメント大学教員の権利規程のみが記され、義務規程は存在しないように見受けられます。本学案には、クロスアポイントメント大学教員に適用される規程があるのか、ある場合はどの規程が該当するのかについて、お答えください。

5. 今回の提案では、クロスアポイントメント制度の相手方機関に関する規程がありません。本学教員の給与を支払いさえすれば、どのような組織でもクロスアポイントメント制度の相手方機関になりうるのでしょうか。大学運営で最も重視されるべきことは、学生個々の自己実現であり、相手先企業の利益ではありません。本学は公教育を担う高等教育機関であることを強く意識し、相手方機関に関する規程も盛り込んだ上で制度設計をやりなおす必要があると考えます。

また、現在、相手方機関として想定されている団体の範囲についてお答え下さい。

6. 第4条2項で「学長は、クロスアポイントメント制度を適用しようとする本学の大学教員の同意を文書で得なければならない。」とありますが、クロスアポイントメント制度の適用は、教員が自ら申請するのでしょうか、あるいは学長もしくは部局長が業務命令としてクロスアポイントメント制度の適用を教員に対して行うことも想定されているのでしょうか。お答え下さい。

7. 第7条で「この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、学長が定める。」とありますが、他大学では「クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。」としているところが多いです。やはり制度の運用に関する約束事は、しかるべき手続きを踏んで、多くの人のチェックを受けてから文書化し、公開しなければ公平性が担保されません。なぜ、学長の意向を強く反映させるような条文としたのか、その理由をお答えください。

以上